九、サンスター文具株式会社および株式会社リリックに対する件

昭和四十八年（排）第四号

排除命令

東京都台東区竜泉三丁目三十五番十三号
サンスター文具株式会社
右代表者　代表取締役　小林三造

東京都台東区千束四丁目四十番九号
株式会社　リリック
右代表者　代表取締役　新井昌幸

公正取引委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　サンスター文具株式会社および株式会社リリックは、共同して、昭和四十七年六月二十日から同年十二月十日までを期間とし、一般消費者を対象に、「ハローグリーン北海道緑の大地プレゼント」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法につい

ては、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　サンスター文具株式会社および株式会社リリックは、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

三　サンスター文具株式会社および株式会社リリックは、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　サンスター文具株式会社（以下「サンスター文具」という。）は、肩書地に本店を置き、下敷、筆入れ、定規等の学童用文具の製造販売業を営む事業者であり、また、株式会社リリック（以下「リリック」という。）は、肩書地に本店を置き、便せん、ノート、カード等の学童用文具の製造販売業を営む事業者である。

二　サンスター文具およびリリックは、共同して、一般消費者を対象に、「ハローグリーン北海道緑の大地プレゼント」と称し、右両社が製造販売する商品に、アンケートの質問事項を記載したものを添付し、昭和四十七年六月二十日から同年十二月十日までの期間に、はがきによる回答を募集し、くじの方法により、北海道の土地三百三十平方メートル（この価額は約二十九万円）四本を提供することを企画し、この企画を実施した。また、右両社は、右懸賞の募集を、小売店の店頭にポスターを掲示して広告し、商品を購入しないものでも応募できる方法を用いている。

三　しかるに、右懸賞に係る最低の取引の価額は、定規の五十円であるから、懸賞により提供することのできる景品類の最高額は千円である。したがって、前記景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、サンスター文具およびリリックの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第二号に該当する懸賞であって、同制限第一項の規定に違反する。

なお、右両社は、商品に添付されているアンケートの質問事項について、はがきで回答する方法と、商品の取引があったことを証する物を提示しないで応募できる方法とを併用しているが、このことは、右告示備考第二項の規定により、本件について、右告示備考第一項第二号の規定の適用を妨げるものではない。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十八年三月二十八日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　滝川正久